

生成 AI サービスの利用に関する業務仕様書

1 目的

市職員が行う業務において生成 AI を利用することで、庁内業務の効率化を図り、職員の事務処理の負担を軽減するとともに、市民サービスの質の向上を図る。また、複雑な情報の分析に AI を活用することで、政策立案の質と精度を向上させ、社会変化に的確に対応できる自治体を目指す。

2 契約期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 業務内容

生成 AI サービスの提供

4 生成 AI サービスの仕様

- (1) LGWAN-ASP サービスであり、LGWAN 環境下での利用が可能であること。
- (2) 言語モデルは使途に応じて複数言語の利用が可能であり、GPT-4o または GPT-4o 以上に相当する性能を持つ大規模言語モデルを選択して使用でき、毎月 500 万文字（トークン）の使用が担保されていること。
 - ア 文字数が無制限に利用できる言語モデルを 2 種類以上用意することとし、ユーザー側において、用途に応じて言語モデルの選択が可能な仕組みであること。
 - イ 音声認識処理及び画像認識の機能を有する言語モデルが利用でき、機能利用の際にアップロードできるファイルの容量は 20MB 以上であること。
- (3) 利用職員数は 3,000 人とする。同時接続数による管理方法でサービス提供を行う場合は、同時に 50 人の職員が利用できるものとする。
- (4) 庁内の文書や規程等のデータを取り込み、その内容をもとにした生成を行うデータ連携（RAG）機能を有すること。
 - ア 保存容量（ディレクトリ）は最低 30GB を担保すること。
 - イ データ検索の際に無料の言語モデルの選択が可能であること。
 - ウ 登録が可能なファイル形式は、テキスト、Word、CSV、PDF、PowerPoint、Excel とする。
 - エ 管理者側で、随時庁内データの追加、削除が可能であること。また、特定の一般ユーザーにもアップロードの権限を付与することが可能であること。
 - オ データ連携に使用するフォルダについては、120 以上（全課 1 個以上を想定）の作成が可能であり、作成された各フォルダにおいて利用権限の設定ができること。
- (5) 自治体業務で活用可能なテンプレートが用意されており、ユーザー側でも随時追加が

可能であること。

- (6) 職員全員の利用履歴等を個別に管理でき、管理者がその履歴を確認できること。
- (7) 利用にあたり、管理者である DX 推進課からの操作方法の技術的な問い合わせに対応するための窓口を設置することとし、問い合わせフォーム、メール、電話等の方法で対応すること。
- (8) 本サービスの利用時間は、原則 24 時間 365 日（メンテナンスおよび障害発生復旧時間を除く。）とする。また、メンテナンスの場合は事前に連絡を行うこととし、障害発生等によってサービス停止を行う際には、速やかに本市に連絡し復旧に向けた対応を行うこと。

5 使用端末及び動作環境

端末 OS は Windows 10 Pro（64 ビット）、Windows 11 Pro（64 ビット）とし、最新の Microsoft Edge の Web ブラウザで利用できること。

6 セキュリティ対策

- (1) 本サービスで使用するデータの保管場所は日本国内とし、サーバに保存したデータが日本の法律で保護されること。
- (2) 入力した情報が生成 AI の学習に利用されないこと。
- (3) 禁止ワードや機密情報の入力制限の機能を有すること。

7 利用料金体系

- (1) サービスは固定料金体系で提供すること。
- (2) 4（2）で指定した GPT-4o 等の利用量が上限に達した場合は、言語モデル（無料のものを除く。）の利用が自動的に停止される仕様であること。また、その場合において、本市は受託者と協議のうえ、月単位で文字数を追加することができること。

8 成果物

- (1) 生成 AI サービスの利用環境
- (2) 操作マニュアル（「管理者向けマニュアル」及び「利用者向けマニュアル」）
- (3) 業務完了報告書

9 その他

- (1) 業務終了時（利用契約満了時に、受託者が引き続き契約の相手方となる場合を除く。）において、本市の求めがあった場合は、本市がデータ連携に利用するディレクトリ上に保存しているデータについて電子媒体にて提出すること。その後、保存されているデータを復元不可能な形で消去し、報告書を提出すること。
- (2) 秘密保持義務受託者（退職者を含む。）は、受託期間中並びに受託期間終了後を問わ

ず、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く。）を、本業務の目的以外に使用してはならない。また、第三者に開示又は漏えいしてはならない。

- (3) 本業務を履行するにあたり、個人情報の保護に関する法律，高知市契約規則，高知市情報セキュリティポリシー等をはじめとする関係法令，規則等を遵守すること。
- (4) 本案件は電子契約が可能であるため，希望する場合は業者決定以降に「電子契約利用承諾書」を電子メールの方法によりDX推進課に提出すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は，双方協議して決定する。